

<出題の趣旨>

本問は（１）～（３）で distinguish（区別）の能力の有無を問う。類似の事案に等しい結論を見出すことは「等しきは等しく」という古典的な正義の定式に適っており類推などの法的思考の背景ともなっている。同時に一見類似しているが本質的な部分で異なっていることを認識する distinguish も重要であり実務法曹にとって重要な能力である。この点につき、自身の主張を理由付けて展開する能力と、反対意見を真摯に捉えて応答する想像力を示すことを求めている。

また（４）では上記の問題の法における扱いについて、他の社会規範（道徳など）との異同を問うている。これは間接的に「法とは何か」を問うており、解答者の法に関する認識の深さがどの程度であるかを見る問題である。結論自体より、そこに至る理由付けの明確さが問われる。

<採点基準>

（１）～（３）：下記のマトリクスは一例であり、これ以外でも可能な答えはあり得る。

結論	賛成	反対
理由付け	<ul style="list-style-type: none"> ・共にスポーツとしてフェア・プレイであることが求められ、その中には対戦相手に敬意を払い全力で立ち向かうことが含まれる。 ・勝利を求めるにしても、それに価値があるのは全力でのプレーの結果である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・競技によってフェア・プレイの意味は異なる（概念相対主義）。 ・偶然性を極力排斥するバドミントンでは意図的敗退行為は競技の本質を損なうが、偶然性を含むサッカーでは競技の本質に即した戦術と見做されうる。
反論への応答	<ul style="list-style-type: none"> ・競技が異なるとしてもスポーツである以上、フェア・プレイ精神の本質である「対戦相手への敬意」は変わらないし、意図的敗退行為はそれに反する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・何を以てフェア・プレイであるかを判断する上にも、当該競技の本質を参照せざるを得ないし、その結果同じ行為でも競技によって評価は変わり得る。

（４）：（１）～（３）での意見を踏まえれば、下記の組み合わせとなるのが一貫性がある。

賛成→法における「概念相対主義」は望ましくない

（理由）法は総体として一人の人間に関わるものであり、個別の法領域により異なる対応をすることがあつては行為指針として混乱を来す。それが可能な領域は限定すべきである。

反対→法においても「概念相対主義」は妥当する

（理由）同じく「法」と呼ばれていても、個別の法領域でその趣旨は異なる以上、同じ概念が異なる意味を有するとしても、それは当然のことである。

※ただし「法の持つ特別な性質」への言及により結論が交叉することはありうる。

賛成→法においては「概念相対主義」は妥当する

（理由）スポーツと異なり法は否応なくすべての人が対象となる以上、その性質に応じた対応をする必要性が概念の一貫性より優先する。

反対→法における「概念相対主義」は望ましくない

（理由）法はスポーツと異なり個別性よりも総体としての一貫性を重視すべきである。